

教師用指導書

犬島で学ぶ

SDGS



学校名				名前
学校	年	組	番	

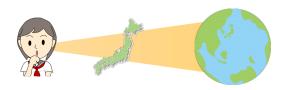
今、ここに生きるあなたは、持続可能な人間社会を実現するために何をしますか? SDGsの根本は、この問いに集約されます。活動を通じて「あなたは何をしますか」に答えられるように導きましょう。

前学習

「よりよい人生を送りたい」「もっと幸せになりたい」とだれもが考えます。と同時に、自分のことだけでなく、「よりよい社会にしていこう」と考えるのも人間の特性です。

あなたの友人、家族といった身近な社会、あなたの住む地域社会、日本全体、世界全体をよりよい社会にしていくために、あなた自身がどうしたらよいか、考えていきましょう。

このSDGs体験プログラムは学び始め、考え始めるきっかけに過ぎません。学習後、何か明確な一つの正解が導き出せないかもしれません。事前学習、現地学習、事後学習で学び、考えたことは、これからもずっと学び続け、考え続けることが大切です。



学習の目標

- ○SDGsとは何であるかをおおまかに理解する。
- ○現代社会とSDGsの関係を具体的な例で考え、関連する ゴールについて深く理解する。
- ○SDGsに関連して、今後、自分自身がどのように行動していくのか、具体化できる。

事前学習では、研究をしていくための基本的な 知識を学び、現地学習の準備をします。

- ◇研究問題 ・・・・・・・ 2
- ◇犬島について調べよう! ・・・・・・・ 3
- ◇SDGsについて知ろう! ····· 6
- ◇犬島×SDGsを考えよう! ······ 11

現地学習では、そこに行かなければ感じられないことや分からないことを集め、研究を前に進めます。

◇見た! 感じた! 聞いた! 考えた! ・・・・・・・・・ 12

事後学習では現地で感じたこと、聞いたこと、 考えたことを元に、研究問題に結論を出します。 また、SDGsを自分ごととして考えます。

- ◇振り返って考えよう!・・・・・・・ 14

このアプリは、岡山県が提供しています。関心を 高めるためにご活用ください。

SDGsアプリクイズに答えてみよう!

下のQRコードから「SDGsクイズ」のページに行って、答えてみよう! ※QRコードが使えない場合

<u>※QRコードが使えない場合</u> 次のURLをパソコンのブラウザに入力し て、クイズのページに行こう!

https://school.quiznotabi.com/

何点とれた かな?

点/100点

探究活動は、社会と学びをつなぐために、社会的な視点で問いを立てることからスタートすることが大切です。 根源的な問いを生徒から引き出すのは極めて難しいので、ここでは研究の質を担保するために問いを提示します。



研究・探究活動を行う場合には、何について研究するのか、論ずるのか、最

初に"問題"を設定します。次の3つから1つを選んで研究を進めましょう。

興味のある課題、何とかしたい!と思える課題はどれですか?

(後で1つを選びます。ここでは3つのテーマの内容を理解しましょう。)

自然を破壊し、便利さを追求する生き方ってどう思う? 未来はどうあればいい?

20年後の人間はどういう暮らし方をしているべきだろう?

どんなまちになっているといい?

事前学習の段階で、研究問題の 意味を深く理解し、正解を出そ

自然を破壊して生きる人類は持続可能だろうか? 自然も人間も豊かに育つ世界はどんな世界?

うと考える必要はありません。 難しい問いだからこそ、現地学 習への意欲にもつながります。

犬島について調べよう!

インターネットを使って、「犬島」について調べてみましょう。

インターネット上には正しい情報、間違っている情報、古くなった情報など、 いろいろなものがあります。

次のようなサイトを優先して調べるようにしましょう。

- ①国や地方公共団体などが出している公的な情報
- ②調べたい対象自身が出している情報
- ③大学や研究機関が研究の結果として出している情報
- ③企業やNPO法人など継続的に活動している団体が出している情報

百科事典的なサイトから丸写しをすること が習慣化しないよう、注意を促しましょう。

個人が作ったホームペー ジやSNSに載っているものを 使うときには、信頼できる情報な のか、なぜ信頼できると考え たのかをはっきりさせて から使おう!



他にも [検索] してみよう!

岡山県の離島>犬島

(岡山県)

岡山市 > 市政情報 > 市の方針・計画 > 離島振興計画

https://www.city.okayama.jp/shisei/0000003234.html

https://www.pref.okayama.jp/site/271/456762.html

おすすめ

犬島の概略を知りましょう。

おすすめ

犬島の歴史や現在の状況が整理されています。添付 ファイルの「離島の振興を促進するための岡山市に おける産業の振興に関する計画」には現在の様子が 詳しく書かれています。

岡山市 > 東区役所 > 東区おすすめスポット(岡山市)

岡山シティミュージアム>デジタルアーカイブ > 歴史館 (岡山市)

https://www.city.okayama.jp/museum/history_top.html

「犬島の風景 精錬所跡」と「犬島の石 嫁ぎ先発見 の旅ー犬島ものがたりー」の記事を探してみましょう。 https://www.city.okayama.jp/higashiku/0000011372.html

犬島の見どころの概略を知りましょう。このページ 内にリンクがある「犬島ちらし」も開いてみましょう。

ベネッセアートサイト直島>島×アートの魅力 > 犬島 -(福武財団)

https://benesse-artsite.jp/about/inujima.html

おすすめ

地域パートナーHOT情報

(経済産業省 中国経済産業局)



https://www.chugoku.meti.go.jp/info/densikoho/25fy/h2 505/chiiki okayama.pdf

2013年5月に犬島の記事が掲載されています。犬島の 歴史と今が短くまとめられています。

犬島精錬所美術館

犬島「家プロジェクト」

犬島 くらしの植物園

犬島の概略



犬島の概略について調べて、次の空欄を埋めてください。

犬島は

岡山

岡山

市に属している、

瀬戸内海

国立公園内にある有人の離島です。

犬島(犬島本島)とその周辺の犬ノ島、沖鼓島、地竹ノ子島、沖竹ノ子島、白石島の6つの島からなる犬島

諸島の中で最大の島で、周囲は約| 4 | km。歩いて一周できます。



犬島には、

港から出ている定期船に乗ると10分ほどで渡ることができます。

犬島では硬くて良質の

岩が採れ、全国の城の石垣に使われてきました。

この内容は、さまざまなサイトで記述されています。

犬島の歴史

犬島がどういう歴史をたどってきたか、おおまかにとらえましょう。 もっと詳しく知るには、前のページのリンク集から調べましょう。

SDGsとの関連を考えるうえで、家庭学習での十分な情報収集ができていない生徒も、犬島でどのようなことが起こってきたか、授業中に最小限の理解ができます。

江戸

- ○大阪城の改修工事で、石垣に犬島の石を使用
 - 「蛸石」と呼ばれる、縦約5.5m、横約11.7m、厚さ約75cmの大阪城最大の巨石
- ○明暦3(1657)年の大火により焼失した江戸城再建工事で天守台として犬島の石を使用

明治

- ○大阪港造営のための石の切り出しで大きく繁栄
- ○石の切り出し事業が縮小していく中、銅の精錬所が開設(1909年)

人口最大期 5,000人~6,000人

大正

○第一次世界大戦終結によって銅の需要が減り、銅価格が暴落。 精錬所は開設から10年で操業停止(1919年)



平成

- ○犬島アーツフェスティバル(2002年)
- ○犬島アートプロジェクト「精錬所」(現・犬島精錬所美術館)オープン(2008年)
- ○瀬戸内国際芸術祭の会場になる

◆ 人口 44人(2015年国勢調査)

<のべ来場者数>

2010年 84,458人 2013年 61,809人 2016年 60,212人 2019年 58,707人



大島をひと言で言うと こんな感じかな。



見学先

見学先がどういうところか調べておきましょう。どのような考え方で作られたのか、どのような特徴があるか、などを整理しましょう。

どのような考え (コンセプト) を大事にして作られた施設かな?

どのような目的で作ら れた施設かな? どのような特徴がある 施設かな? その施設にはどのよう な想いが込められてい るかな?

特に現地で直接見たいことでは何かな?

本教材では、文章記述での記入欄がありますが、生徒の一人ひとりの視点を広切にしてください。何らかの"正解"へと導く必要はありません。赤字では記入「例」を示していきます。

犬島精錬所美術館

特徴

銅製錬所の遺構を保存・再生した美術館。

「在るものを活かし、無いものを創る」というコンセプトで作られた。

自然エネルギーを利用した環境に負荷を与えない建築。

植物の力を利用した高度な水質浄化システムを導入するなど、循環型社会を意識したプロジェクト。

現地で 見たい 聞きたい

植物の力を利用した水質浄化システムというのは想像がつかない。ぜひ見てみたいし、仕組みを知りたい。

犬島 くらしの植物園

特徴

犬島で長く使われていなかったガラスハウスを中心に土地を再生し、犬島の風土や 文化に根ざした庭園・植物園として蘇らせている。

完成された場としての見学型の植物園ではなく、島民や来訪者とともに土地を開墾、 自給自足しながら自然とともに暮らす歓びを体験できる場。

現地で 見たい 聞きたい なぜ植物園を作ったのか知りたい。

ホームページによると「自然のエネルギーシステムを構築していく計画です。」と 書かれているが、現在、どれぐらい進んでいるのか聞きたい。

ワークショップがいつ行われていて、どのようにしたら参加できるか知りたい。

犬島「家プロジェクト」

特徴

集落に「日常の中の美しい風景や作品の向こうに広がる身近な自然を感じられるように」との願いを込めて開館。

もともと建っていた民家の瓦屋根や古材、透明なアクリル、周囲の風景を映し出す アルミなど多様な素材でつくられている。

現地で 見たい 聞きたい

古い民家の素材の中で、アクリルやアルミなどの近代的な素材がどのように見えるのか、浮いて見えないのか、確認したい。

◎「研究問題」について考えよう -

犬島がどういうところかということを知ったところで、本活動の中心である「研究問題」と結び付けて考えさせます。

犬島の歴史や今を理解したところで、「研究問題」を確認してみましょう。犬島のどのようなことと関係しているか考えましょう。またあなた自身の問題意識と近いものはどれでしょうか。考えてみましょう。

犬島での自然 の破壊とは? 生徒それぞれがいろいろな視点で犬島を見ることができるように発問していますが、活動する時間があれば、見方を共有することでSDGsに入る前のレディネスが高まります。

犬島で起こったことは、 人間社会全体とどうつ ながるだろうか。

2 20年後の人間はどういう暮らし方をしているべきだろう? どんなまちになっているといい?

犬島はどうなっていこうとしているだろうか。

3 自然を破壊して生きる人類は持続可能だろうか? 自然も人間も豊かに育つ世界はどんな世界?

「豊かさ」とは何だろうか。

「持続可能」とはどういう意味だろうか。 犬島は「持続可能」な状態にあるのだろうか。

SDGsについて知ろう!



最近、よくテレビで 「SDGs」という言葉が 出てくるよね。

そうね。でも私、よく わかってないの。これ を機会に調べてみるわ。





下の「リンク集」を利用しながら、SDGsの概略について調べて、次の空欄を埋めてください。

2015

年9月の国連サミットで採択された「

持続可能

な開発のための2030アジェンダ」

に記載された、

2030

|年までによりよい世界の実現を目指す国際的な「**持続可能な開発目標**|

Sustainable

Development

Goals)」のことです。

17

のゴール(目標)と

169

|のターゲットから構成されています。地球上の「誰一人取り残さ

ない」で、幸せな社会をずっと続けていくために解決しなければならないことがまとめられています。

SDGsは、

発展途上国

だけでなく、すべての国が取り組むべきものであり、日本として

も積極的に取り組んでいます。

「持続可能」という概念が難しい場合は、犬島のページを使って、 「持続ができていないこと」が何かを考えさせましょう。

「誰一人取り残さない」というフレーズは、 GLGAスクールの文脈でもよく使われています。

リンク隼

具体的な活動例など、[検索]してみよう!

リング集			
JAPAN SDGs Action Platform (外務省)		持続可能な開発目標 (国連開発計画)	
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.ht ml		https://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/sustain able-development-goals.html	
SDGsに関する情報が集まっているところです。基本的なことやさまざまな具体的取り組みが掲載されています。		それぞれのゴールについての現状や課題が整理され ています。	
私たちがつくる持続可能な世界 (外務省)		JICA地球ひろば (国際協力機構)	
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/sdgs_navi.pdf		https://www.jica.go.jp/hiroba/teacher/material/sdgs.html	
外務省とユニセフが共同で作ったSDGsの教材です。		JICA(ジャイカ)が作った教材や他の教材へのリンクがそろっています。	
持続可能な開発目標SDGs(Save the Children)	具動具	SDGsジャーナル (SDGs支援機構)	
https://www.savechildren.or.jp/lp/sdgs/		https://sdgs-support.or.jp/journal/	
若者向けのハンドブックやリーフレットが掲載されています。	EIN MARK	動画による解説などにより、SDGsについて学ぶこと ができます。	ED BY WAR LIV

17のゴールと169のターゲットは次のとおりです。最初に「17のゴール」を見て、犬島と関係がありそうなものにチェック♥️をしましょう。次にチェックしたゴールの中の「ターゲット」を読んで関連すると思うものにも

1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、 相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、 開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築 する。
2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
2.2	5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、 若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保など を通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭(レジリエント)な農業を実践する。
2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれら の近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡 平な配分を促進する。
2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植 物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
2.b	ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限 や歪みを是正及び防止する。
2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のア クセスを容易にする。
3	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
3.2	全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
3.4 3.5 3.6	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用で
3.4 3.5 3.6 3.7 3.8	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
3.4 3.5 3.6 3.7 3.8	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
3.4 3.5 3.6 3.7 3.8	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.4 3.5 3.6 3.7 3.8 3.9 3.a 3.b	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
3.4 3.5 3.6 3.7 3.8 3.9 3.a 3.b	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.4 3.5 3.6 3.7 3.8 3.9 3.a 3.b	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
3.4 3.5 3.6 3.7 3.8 3.9 3.a 3.b	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。
3.4 3.5 3.6 3.7 3.8 3.9 3.a 3.b	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 2030年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
3.4 3.5 3.6 3.7 3.8 3.9 3.a 3.b	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 2030年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育をび中等教育を修了できるようにする。2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにす
3.4 3.5 3.6 3.7 3.8 3.9 3.a 3.b 3.c 3.d 4.1 4.2	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
3.4 3.5 3.6 3.7 3.8 3.9 3.a 3.b 3.c 3.d 4.1 4.2	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 全に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)及び公衆の健康に関するドハウェリンのアクチンへのアクセスを提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)及び公衆の健康に関するドハウミニに従い、安価な必須医薬品及びクチナンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。 開発途上国、特に接発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。 全ての人、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適り高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うなう事故の企業を受けると呼ばないませない。
3.4 3.5 3.6 3.7 3.8 3.9 3.a 3.b 3.c 3.d 4.1 4.2	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 2020年までに、世界の適路交通事故による死傷者を半減させる。 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 全て同国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のアクテン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳が見の発達・ケア及び就学的教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
3.4 3.5 3.6 3.7 3.8 3.9 3.a 3.b 3.c 3.d 4.1 4.2 4.3 4.4 4.5	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニパーサル・ヘルス・カパレッジ(UHC)を達成する。 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関する「中の宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供さる。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。 全ての国々、特に開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子を強力及び危険因子管理のための能力を強化する。 全ての人々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子を理のための能力を強化する。 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
3.4 3.5 3.6 3.7 3.8 3.9 3.a 3.b 3.c 3.d 4 4.1 4.2 4.3 4.4 4.5	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を選じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 2030年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 2030年までに、変族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 全での国々において、たばこの規制に関する世界保健機関終租条約の実施を適宜強化する。 まに開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアメ退供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクス提供さかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。 開発途上国の国家・世界規定を健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管回ための能力を強化する。 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規定健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管回ための能力を強化する。 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を受ける準備が整うようにする。 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、護の高い乳効児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスするこれの保護が行動を保護するようにする。 2030年までに、全ての人をが男女の区別なく、雇用、働きがいのある人間らい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 2030年までに、全での人が男女の区別なく、雇用、働きがいのある人間らい仕事務でが最齢を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 2030年までに、人技術の・職業的ストルなど、雇用、働きがいのある人間らい仕事及び起業に必要な技能を備入た若者と成人の剥除であるようにする。 2030年までに、大技術に関策のと関係と、原言を表したい生態のなど技能を配入の不同な関係があらゆるといいの教育を検討を示した。 2030年までに、大技術に、技術を関係のといいの教育を関係した。 2030年までに、大技術の・職業が内を持ているよりに対域を対している。 2030年までに、大技術が関策的ストルなど、機能などの表情を確定を含む、これに対しているといいのといるといいのといるといいのといいのといいのといいのといいのといいの
3.4 3.5 3.6 3.7 3.8 3.9 3.a 3.b 3.c 3.d 4.1 4.2 4.3 4.4 4.5	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 業物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 2030年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 2030年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 2030年までに、大家法計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のアクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドニーな言に従い、安価な必須医薬品及びククチンへのアクセスを提供する。同主は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドニーな言に従い、安価な必須医薬品及びククチンへのアクセスを提供する。同主は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の美軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。 全ての国へ、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。 全ての国へ、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育を受ける準備が整うようにする。 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳が現を確定し、生涯学習の機会を促進するととより、初等教育を受ける準備が整分を表しましまる。 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳が見を開発を促進するといれの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の創合を大幅に増加させる。 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間のといれの教育を教育など、能弱層があるゆると大概を開発を促進するために必要な対態を必須を表しましまして、全に対しないないないないないないないないないないないないないないないないないないない

	5	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う
	5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
	5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
	5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
	5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認 識・評価する。
	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
	5.6	国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを
	5.a	確保する。 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセ
	- L	スを与えるための改革に着手する。
Н	5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。 ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。
	5.c	
	6.1	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
Н	6.2	2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の音遍的がう関土なアクセスを達成りる。 2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある
		人々のニーズに特に注意を払う。
	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
Ш	6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数 を大幅に減少させる。
	6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
Ш	6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
Ш	6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした 国際協力と能力構築支援を拡大する。
	6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。
	7	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
	7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
Ц	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
Ц	7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
	7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエ ネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。
Ш	8	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ ワーク)を促進する
	8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
	8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
	8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに 児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
	8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
	8.10	国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
	8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のため の援助を拡大する。
	8.b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。
	9	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱 (レジリエント)なインフラを開発する。
	9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
	9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
	9.A	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強 靱(レジリエント)なインフラ開発を促進する。
\Box	9.B	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。

9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。

	10	タロカルガタロ明のエッグも日エナフ
	10	各国内及び各国間の不平等を是正する
	10.1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
Ш	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び 政治的な包含を促進する。
П	10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
\Box	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
	10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
	10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度
_		を実現する。
	10.7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
	10.a	世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
Ш	10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政 府開発援助(ODA)及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
	10.c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。
	11	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	11.1	2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
	11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全
_		ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
Ц	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
Ш	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産 比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	11.6	2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	11.7	2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
	11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居 住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
П	11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物の整備を支援する。
\Box	12	持続可能な生産消費形態を確保する
	12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。
\Box	12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少さ
		せる。
	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪 影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
		特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
	12.6 12.7 12.8	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
	12.6 12.7 12.8	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
	12.6 12.7 12.8	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
	12.6 12.7 12.8 12.a	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存
	12.6 12.7 12.8 12.a 12.b	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
	12.6 12.7 12.8 12.a 12.b	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃
	12.6 12.7 12.8 12.a 12.b	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。
	12.6 12.7 12.8 12.a 12.b 12.c	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	12.6 12.7 12.8 12.a 12.b 12.c	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	12.6 12.7 12.8 12.a 12.b 12.c 13 13.1 13.2	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
	12.6 12.7 12.8 12.a 12.b 12.c 13.1 13.1 13.2 13.3	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して縁の気候基金を本格始動させる。 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計
	12.6 12.7 12.8 12.a 12.b 12.c 13.1 13.1 13.2 13.3 13.a	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 雇用創出、地方の文化振興・産品版促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 気候変動が策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。
	12.6 12.7 12.8 12.a 12.b 12.c 13.1 13.2 13.3 13.a 13.b	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 雇用創出、地方の文化振興・産品版促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して縁の気候基金を本格始動させる。 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	12.6 12.7 12.8 12.a 12.b 12.c 13 13.1 13.2 13.3 13.a 13.b	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に関する教育、啓発、人的能力及び適応の能力を強化する。 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	12.6 12.7 12.8 12.a 12.b 12.c 13.1 13.2 13.3 13.a 13.b	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する場合なの環境への影響を軽減するための緊急対策を講じる 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。 2026年までに、海洋とみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	12.6 12.7 12.8 12.a 12.b 12.c 13 13.1 13.2 13.3 13.a 13.b 14.1 14.2	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して縁の気候基金を本格始動させる。 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 2025年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
	12.6 12.7 12.8 12.a 12.b 12.c 13 13.1 13.2 13.3 13.a 13.b 14.1 14.2	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して縁の気候基金を本格始動させる。 後条開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 2025年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強物性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び治岸の生態系の回復のための取組を行う。 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を
	12.6 12.7 12.8 12.a 12.b 12.c 13 13.1 13.2 13.3 13.a 13.b 14.1 14.2	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して縁の気候基金を本格始動させる。 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 2025年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
	12.6 12.7 12.8 12.a 12.b 12.c 13 13.1 13.2 13.3 13.a 13.b 14.1 14.2 14.3	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形に開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 2025年までに、海洋でみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。 2020年までに、海洋及び治体の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び治体の生態系の回復のための取組を行う。 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的体質を最小限化し、対処する。 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産屋のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や追送・無気性の生態系の回復のための取組を行う。 あらゆるレベルでの科学的な管理計画を実施する。 あらゆるレベルなどによる情報的な資産計画を実施する。 2020年までに、国内法及び治験に対して、海洋を検生を必要によるが対し、漁業を増入を持ていまでは、漁業を対しないまでは、漁業を対しないまでは、漁業を対しないまでは、漁業を対しませなど、企業を持ていまでは、企業を持ていまでは、企業を持ていまでは、企業を持ていまでは、企業を持ていまでは、企業を持ていまでは、企業を持ていまでは、企業を持ていまでは、企業を持ていまでは、企業を持ていまでは、企業を持ていまでは、企業を開発のなど、企業を関いまでは、企業を持ていまでは、企業を持ていまでは、企業を開発しまでは、企業を開発しませないまでは、企業を改善する。
	12.6 12.7 12.8 12.a 12.b 12.c 13 13.1 13.2 13.3 13.a 13.b 14.1 14.2 14.3 14.4	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を援励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強勢性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 気候変動力策を軽減するための緊急対策を講じる 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強勢性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 2025年までに、海洋正みや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。 2020年までに、海洋及び治岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靭にした、カルエススの強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するとのの進生などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。 水産資源を、実現可能な是短期間で少なくとも各資源の生態系の回避するため、強機性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿海域の間のよどを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。 水産資源を、実現可能な是短期間で少なくとも各資源の生態系の回避するといる過失機能力を参別制し、過剰漁業や過去、無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業備行を終了し、利に対していたが表現を使用を止ないる漁業を使用を終しまして、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する過じ、対しな研究が成りでででは、漁業を分割を使用を使用を使用的などを通り、対しないために規制を表しますないために規制を表しませないために規制を表しませないために規制を表しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために関心を対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないために対しませないないために対しませないために対しませないらればれると思いないないために表すないために対しませないとないないないといると思えないるといるとないないなども関連を使用されるといると思えないないませないないないないなどはないないないないないないないないないないないないないないな
	12.6 12.7 12.8 12.a 12.b 12.c 13 13.1 13.2 13.3 13.a 14.1 14.2 14.3 14.4 14.5	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形に開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 2025年までに、海洋でみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。 2020年までに、海洋及び治体の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び治体の生態系の回復のための取組を行う。 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的体質を最小限化し、対処する。 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産屋のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や追送・無気性の生態系の回復のための取組を行う。 あらゆるレベルでの科学的な管理計画を実施する。 あらゆるレベルなどによる情報的な資産計画を実施する。 2020年までに、国内法及び治験に対して、海洋を検生を必要によるが対し、漁業を増入を持ていまでは、漁業を対しないまでは、漁業を対しないまでは、漁業を対しないまでは、漁業を対しませなど、企業を持ていまでは、企業を持ていまでは、企業を持ていまでは、企業を持ていまでは、企業を持ていまでは、企業を持ていまでは、企業を持ていまでは、企業を持ていまでは、企業を持ていまでは、企業を持ていまでは、企業を持ていまでは、企業を開発のなど、企業を関いまでは、企業を持ていまでは、企業を持ていまでは、企業を開発しまでは、企業を開発しませないまでは、企業を改善する。
	12.6 12.7 12.8 12.a 12.b 12.c 13 13.1 13.2 13.3 13.a 14.1 14.2 14.3 14.4 14.5	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 開発途上国の特別な二人で快況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対するが効率な精助金を全理化する。 気候変動及びその影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な精助金を全理化する。 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強物性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 気候変動が変れ、制金を登場がある。 重要な緩和行動の実施とその実施に対ける透明性確保に関する観発、人的能力及び制度機能を改善する。 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格が動させる。 後発開発途上国及び小島劇開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミニニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 2025年まで、海洋ごみや電栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。 2020年まで、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性の影響を最小限化し、対処する。 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁業を対象的に関制し、過剰漁業と対して、海洋酸性の影響を関すると、一般を含むように、過り漁業施がは上間がなどの表情を終了し、科学的な管理計画を実施する。 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。 開発途上国及び後発開発途上国の活みが国制施策に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業につながる補助金を施児し、同様の新なな補助金の導入を抑制する。 2030年までに、漁業漁を発力と抑制する。
	12.6 12.7 12.8 12.a 12.b 12.c 13 13.1 13.2 13.3 13.a 14.1 14.2 14.3 14.4 14.5	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 雇用創出、地方の文化態興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して特熱可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する影響を測定する手法を開発・導入する。 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する影響を表小限に関めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率を補助金を合理化する。 気候変動力変化その影響を整減するための緊急対策を講じる 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強務性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 気候変動が展れ、適応、影響経滅及び早間帯流に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 宝要な緩和行動の実施とその実施における透明性暗保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給速から年間1,000億ドルを共同で動負するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限し速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動きせる。 後発開発企上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための比海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 2025年までに、海洋及び沿岸の生態系の国の変のための取録を行う。 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。 非常では、海洋及び沿岸の生態系の国後のための取録を行う。あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。 か来の様と見知らな母類が関いまなどを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。 か来の様と関する虚功の必然を対し、神野の音域のでは対したい、強強が表が表して、強力である。 2020年までに、海洋及び海域の指しに対する適切かつ効果的な、特別が企業機行を終了し、対域のがあ域の10パーセントを保全する。 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別が立る条備でを終了し、対域ので、大野耐力を関する。 2020年までに、国制漁業や注入・無報音・無規制(UU)漁業及び破壊的な漁業に同様で表すし、、水産衛用を経行・無規制(U)漁業につながる漁業補助金を製造し、同様の新たな補助金を関連と同り、大野の新域の10パーセントを保全する。 開発途上国及び後発開発途上国の消耗を対している場合は対域を対する。 2020年までに、海が速度では、大野の経験を使用する。 2020年までに、海が速度では、大野のな漁業を持ている場合は、大野のなどのは、大野のは、大野のなどのは、大野のなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのは、大野のなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどの
	12.6 12.7 12.8 12.a 12.b 12.c 13 13.1 13.2 13.3 13.a 13.b 14 14.1 14.2 14.3 14.4 14.5 14.6	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 開発途上国の特別な二人で快況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対するが効率な精助金を全理化する。 気候変動及びその影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な精助金を全理化する。 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強物性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 気候変動が変れ、制金を登場がある。 重要な緩和行動の実施とその実施に対ける透明性確保に関する観発、人的能力及び制度機能を改善する。 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格が動させる。 後発開発途上国及び小島劇開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミニニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 2025年まで、海洋ごみや電栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。 2020年まで、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性の影響を最小限化し、対処する。 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁業を対象的に関制し、過剰漁業と対して、海洋酸性の影響を関すると、一般を含むように、過り漁業施がは上間がなどの表情を終了し、科学的な管理計画を実施する。 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。 開発途上国及び後発開発途上国の活みが国制施策に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業につながる補助金を施児し、同様の新なな補助金の導入を抑制する。 2030年までに、漁業漁を発力と抑制する。
	12.6 12.7 12.8 12.a 12.b 12.c 13 13.1 13.2 13.3 13.a 13.b 14 14.1 14.2 14.3 14.4 14.5 14.6	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発を開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 開発途上国的特別な二ペズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制政正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率を補助金を合理化する。 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 全で回国々において、気候関連災害や自然災害に対する強勢性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 気候変動が緩を国の政策、戦略及び計画に盛り込む。 気候変動が緩を国の政策、戦略及び計画に盛り込む。 気候変動が緩を国の政策、戦略及び計画に盛り込む。 気候変動が緩を国力の政策、戦略及び計画による当まットメントを実施するともに、可能な限り速やかに資本を投入して線の気候基金を本格的動させる。 経発開発途上国の反の先進締約国によるコミットメントを実施するともに、可能な限り速やかに資本を投入して線の気候基金を本格的動させる。 経発開発途上国及び小島側開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 2025年までに、海洋区かと高学・大き運動をしましましましましましましましましましましましましましましましましましましま

	15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復 及び生物多様性の損失を阻止する
	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復 及び持続可能な利用を確保する。
	15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
	15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
П	15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
	15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
$\overline{\Box}$	15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
\Box	15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
	15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除 または根絶を行う。
	15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
	15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
	15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分 なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
	15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。
	16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	16.1	あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
\exists	16.2	子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
	16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
	16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
	16.5	2000年までに、建立な賃金及び、日本の代表に成りさせ、等われた別注の回復及び返送を強して、ありゆるが思め、組織の非で収拾する。 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
	16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
	16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
	16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
	16.9	2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
		国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
	16.10	国内法院及び国際協定に促い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
	16.a	特続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。
	17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
Ц	17.1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
Ш	17.2	先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15~0.20%にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
	17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
	17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重 債務貧困国(HIPC)の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
	17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。
	17.6	科学技術イノベーション(STI)及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
	17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
	17.8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術 (ICT) をはじめとする実現 技術の利用を強化する。
	17.9	全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をし ぽった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
	17.10	ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の受諾を含むWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
	17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
		後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関 (WTO) の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
		政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
	17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
_	17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
	17.15 17.16	全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
	17.15 17.16	全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パー
	17.15 17.16 17.17 17.18	全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。

(総務省仮訳による)

犬島×SDGsを考えよう!

研究問題を選ぼう

問題設定→情報収集→仮説立案→仮説検証→考察という流れの中で仮説立案を担うページです。難しくても「わからない」と停止することがないよう、間違っていても考え続けること、自分で答えを出してみることが大切だということを強調しましょう。

犬島について調べ、SDGsにも触れてきました。ここで、研究問題を1つ選びましょう。

この「問題」は何か1つの正解があるものではありません。考えを広げたり深めたりできるように、あなた自身が大切だと思う問題や興味を感じる問題を選んで \square に \bigcirc を付けましょう。

自然を破壊し、便利さを追求する生き方ってどう思う? 未来はどうあればいい?
 20年後の人間はどういう暮らし方をしているべきだろう? どんなまちになっているといい?
 自然を破壊して生きる人類は持続可能だろうか? 自然も人間も豊かに育つ世界はどんな世界?



論理的で明確な理由でなくても、入り口としての興味・関心という気持ちの面での理由でも構いません。

上で「研究問題」を選んだ理由は何ですか。どういうところに関心がありましたか。

- ① 未来がどうあればよいかというのは大きすぎる問題であるが、だからこそ、考え続けることが大事だから。
- ② 20年後は、AIの発展によって、想像もつかない社会になっていると思う。新しいまちについて考えてみたいから。
- ③ 自然も減っているし、人間も決して幸せな状態ではないと思う。「豊かさ」とは何かについて考えてみたいから。

選んだ問題に、現時点でどのように答えますか。仮の答え(仮説)を書きましょう。

- ① 自然を利用しながら生活しているのは他の生物も同じで、人間の都合で自然を破壊してはいけない。未来には、人間が利用した分だけ自然が元に戻せるようになるとよいと思う。
- ② 20年後は、AIや機械が人間の仕事の多くを果たしてくれ、人間はその分、楽しく過ごしたり 心が豊かになったりすることに多くの時間を使えるようなまちになっているとよい。
- ③ 人類は自然を利用しながら生きている。したがって、自然を破壊してしまったら、人類は生きられない。

選んだ問題はどのSDGsのターゲット、ゴールと関係していると思いますか。P.7~10の表から、特に関心がある番号を書いておきましょう。(17のゴール、169のターゲットのどちらからでも、いくつでも構いません。)

- **1** 6. 6 12. 2
- ② 3 3.8 4 4.4 8 8.3 8.9 11 11.2 11.3 11.a 12 12.b
- **3 6** 6. 6 **12** 12. 2 12. 8

仮説もゴールとの関係もまだ実感が伴わない、生徒 自身も不十分と感じる答えにしかならないはずです。 「現地に行って感じること、考えることで、これが 正しいかどうか考えよう」と伝えてください。

見た! 感じた! 聞いた! 考えた!

選んだ「研究問題」を念頭に置きながら、実際に犬島に行って、感じたこと、聞いたこと、考えたことを現地でメモしておきましょう。 現地のファシリテーターがさまざまな問いを生徒たちに投げかけます。先生としてその答えを示す必要はありませんので、生徒たちがしっかり考えることをサポートしてください。

船から島を見て 感じたこと

島に上陸して 感じたこと

犬島精錬所美術館

産業遺構がその まま残されてい るね。

アート作品は何 を表現している んだろう?

犬島 くらしの植物園

「循環型の環境」ってどういうことかな?

自給自足的な暮 らし方ってどう やるんだろう?

	,一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个
犬島「家プロジェクト」	
	どういうことを 表現しているん だろう?
	どうして集落の
	中に作ったんだろう?
ランチワークショップ・その他	

振り返って考えよう!

事前学習のときにあなたが選んだ「研究問題」は①~③のうちのどれでしたか。もし現地に行ったことで最初とは 違う「研究問題」について深く考えたくなった場合は変更しても構いません。番号と問題を書き込みましょう。

悉是

書き写すことで問題意識を明確化することができるとともに、この後のワークが進めやすくなります。

らせんので、自由に書きましょう。	
グループでの発表の前に、次のこ	とについての注意喚起を行い、場合によっては加筆する時間を取りましょう。
〇現地学習で具体的に感じたこと	や学んだことを根拠にしているか
〇研究問題にきちんと対応した答	えになっているか
事前学習で考えた仮の答え(仮説)からどう変わりましたか。変わったとしたら、なぜ変わったのでしょうか。
ここでの変化は、現地学習で得た	-学びの広がり、深まりによる変容です。大きく違うほど、事前学習からここ
での間、多くのことを考えたとし	いうことにほかなりません。

番号

現地学習の経験から、SDGsが多少なりともリアリティのあるものとして考えられるようになったはずです。 ここも事前学習(P.11)で考えた関連ゴール、ターゲットと違うものを挙げても構いません。

2つ選んで、1~17のゴールの番号を書き、それぞれ犬島の状況とどのように関係するか具体的に書きましょう。

番号

まとめ

前のページで挙げた、あなたが関わろうと考えたSDGsのゴールの達成のために、あなたは何をしますか。犬島に限らず、犬島と同じような問題を抱える地域のことを考えても構いません。また、今の自分がやることでも、将来、何らかの立場で達成できるように、今、努力することでも構いません。自由に書きましょう。

必ずしも犬島にこだわる必要はありません。

未来に責任を負う一人の人間として、SDGsを自分ごととしてとらえることが大切です。

身近なことでも、グローバルな問題でも、解決するための行動を具体化して書けるようにしましょう。

グローバルな課題で、直接的な解決のために今すぐは動けなくても、たとえば、「商社に勤めて、砂漠に野菜のプラントをつくる。そのために今は英語が自由に使えるように努力する」というような、未来につながる今の行動を書くのもよいでしょう。

グループ内発表、代表によるクラス内発表等を行い、生徒たちがまとめで書いたことを

・身近な工夫や努力 ・地域の人たちができること ・大きな企業ができること ・人々の考え方を変えること などのカテゴリーに分けて、さまざまな立場や視点でSDGs達成のためにできることがあるということを共有すると よいでしょう。

全体の振り返り

可能であれば、活動終了後、教材を集めて、 下の表だけでもチェックして、生徒たちの 今後の取り組み意欲を把握してください。

今回の活動を振り返って、次の表の当てはまるところに○を付けましょう。

質問	当てはまる	まあ当てはまる	どちらでもない	あまり当てはまらない	当てはまらない
事前に調べて、仮説を立てて、実際に体験して検証して、最後に自分の意見をまとめるという学習の流れが理解できた。					
SDGsとはどういうものかということが理解できた。					
現地学習で知りたかったこと、聞きたかったことが達成できた。					
最後の「まとめ」で自分の意見をはっきりと出すことができた。					

事前学習、現地学習で新たに知ったこと、できるようになったこと、興味をもつことができたこと、事後学習で新たに気づいたことなど、今回の活動を振り返って、あなた自身が成長したと感じることを自由に書きましょう。

できるようになったことなど肯定的なことを挙げることで、活動に対す

るポジティブな気持ちとともに終了し、自己肯定感を高めます。

犬島で学ぶSDGs

2021年8月

監修:岡山大学大学院 教育学研究科 准教授 高岡 敦史

発行:岡山県備前県民局 地域政策部地域づくり推進課

〒700-8604 岡山県岡山市北区弓之町6-1

URL https://www.pref.okayama.jp/soshiki/75/